

さいたま市告示第 925 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 13 年さいたま市条例第 205 号）第 10 条第 1 項により自転車を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 7 年 5 月 23 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 24 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/05/19	南浦和駅西口	不明	B1A56036		
2025/05/19	与野駅西口	埼玉県警17-7371760	SV7C02080		
2025/05/19	南与野駅	不明	T18?????		
2025/05/19	南与野駅	埼玉県警24-242117549	SNX100058		
2025/05/19	南与野駅	高島平99608	FA2044522		
2025/05/20	南浦和駅東口	埼玉県警21-212095346	D009200562		
2025/05/20	浦和駅西口	埼玉県警0?-08- 8263590	TM08F02215		
2025/05/20	北浦和駅東口	埼玉県警10-0471884	SKG09995		
2025/05/22	南浦和駅西口	千葉県警?-214123	G2A25989		
2025/05/22	武蔵浦和駅	埼玉県警06-6579916	6V16505		
2025/05/22	浦和駅西口	玉川E42936	FD1602092		
2025/05/23	南浦和駅東口	福岡県警47え45622	SS170200870		
2025/05/23	南浦和駅西口	尾久B09369	B2E24015		
2025/05/23	武蔵浦和駅	不明	XL20092908		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/05/19	大宮駅東口	埼玉県警22-223764193	SC000866		
2025/05/19	東大宮駅東口	埼玉県警23-232516054	F23107756		
2025/05/19	新都心駅東口	不明	S0WK12214		
2025/05/19	新都心駅西口	埼玉県警23-230555796	SWJ025858		
2025/05/19	新都心駅西口	埼玉県警24-242458770	G3D10627		
2025/05/20	東大宮駅西口	埼玉県警22-220337588	SVD319296		
2025/05/20	岩槻駅	埼玉県警20-201932327	B0B41476		
2025/05/23	大宮駅東口	埼玉県警23-232513314	SXC032346		
2025/05/23	大宮駅西口	不明	YF240400602		
2025/05/23	東大宮駅東口	埼玉県警22-222103061	SVF014488		

合計：24台

告示期限 令和7年6月13日